

2020年12月21日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

**沢井製薬株式会社**

代表取締役社長 澤 井 健 造

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

### 決議事項

第1号議案 単独株式移転による完全親会社設立の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

## 株式移転による当社株式のお取扱いについて

本日開催の臨時株主総会において、2021年4月1日（木）を株式移転の効力発生日として、当社単独による株式移転により持株会社（完全親会社）である「サワイグループホールディングス株式会社」（以下、「持株会社」といいます。）を設立し、当社はその完全子会社となる株式移転計画が承認可決されました。

持株会社は、株式移転の効力発生日同日に東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。

つきましては、株式移転の効力発生日前日の2021年3月31日（水）最終の当社株主名簿に記載または記録されました株主様及び登録株式質権者様（以下、総称して「株主様」といいます。）に対し、ご所有の当社株式1株につき1株の割合をもって持株会社の株式を割当交付申し上げます。なお、当該割当交付に関し、株式移転の効力発生日以前において、株主様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

## 1. 持株会社株式の割当の時期及び方法

2021年3月31日（水）最終の当社株主名簿に記載または記録されました株主様に対し、ご所有の当社株式1株につき1株の割合をもって持株会社の株式を割当交付いたします。割当交付された持株会社の株式は2021年4月1日（木）付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録され、同日以降、売却が可能となります。<sup>(※1)</sup>

なお、「株式移転に伴う割当株式数のご通知」は、2021年5月中旬頃にお届出のご住所またはご指定の場所あてに送付の予定です。

## 2. 株式の流通について

当社株式及び持株会社株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

| 年 月 日         | 日 程        | 株式の流通                                                                    |
|---------------|------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 2021年3月30日（火） | 当社株式の上場廃止日 | この日以降、当社株式の証券取引所での売買はできません。                                              |
| 2021年4月1日（木）  | 株式移転の効力発生日 | この日以降、ご所有の当社株式1株につき1株の割合をもって割当交付された持株会社の株式として売買が可能になります。 <sup>(※1)</sup> |

(※1) 特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社等取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替えるお手続きが必要です。振替手続きが完了後、売却が可能となります。

### 3. 単元未満株式の買取請求について

#### 買取請求の取扱日程について

| 年 月 日                               | 買取請求のお取り扱い                                                                                                                    |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2021年3月25日(木)                       | 買取請求書・取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。(※2)                                                                                     |
| 2021年3月26日(金)<br>)<br>2021年3月31日(水) | この期間中は、買取請求の受付を停止させていただきます。(※2)                                                                                               |
| 2021年4月1日(木)                        | 買取請求書・取次依頼書の受付を開始いたします。請求書には株式移転後の単元未満(100株未満)の株式数をご記入ください。ただし、新規記録日である4月1日(木)は単元未満株式の買取請求の取次が停止されるため、実際の取次開始は4月2日(金)からとなります。 |

(※2)上記の買取請求の受付日程は、(株)証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

### 4. 本件に関するご照会先

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社  
郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
及び照会先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
☎0120-782-031  
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上